

淡路信用金庫の現況

資料編



A W A J I
S H I N K I N
B A N K

2026



Contents

財務諸表	1
経営指標	5
バーゼルⅢにかかる開示項目	13

内部管理体制	35
業務のご案内	39

信用金庫法施行規則132条等に基づく開示項目一覧

信用金庫法施行規則132条に基づく開示項目

■金庫の概況及び組織に関する事項

1. 事業の組織	9	
2. 理事・監事の氏名及び役職名	9	
3. 会計監査人の名称		4
4. 事務所の名称及び所在地	18	

■金庫の主要な事業内容

■金庫の主要な事業に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況	2	
2. 直近の5事業年度における主要な事業の状況		
① 経常収益	2	5
② 経常利益又は経常損失	2	5
③ 当期純利益又は当期純損失	2	5
④ 出資総額及び出資総口数	2	5
⑤ 純資産額	2	5
⑥ 総資産額	2	5
⑦ 預金積金残高	2	5
⑧ 貸出金残高	2	5
⑨ 有価証券残高	2	5
⑩ 単体自己資本比率	2	5
⑪ 出資に対する配当金	2	5
⑫ 職員数	2	5
3. 直近の2事業年度における事業の状況		
① 主要な業務の状況を示す指標		
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		5
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		5
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘		5～6
エ. 受取利息及び支払利息の増減		6
オ. 総資産経常利益率		6
カ. 総資産当期純利益率		6
② 預金に関する指標		
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の 預金の平均残高		7
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他 の区分ごとの定期預金の残高		7
③ 貸出金等に関する指標		
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高		8
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		8
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		8
エ. 用途別の貸出金残高		8
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合		9
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値		8
④ 有価証券に関する指標		
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高		12
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高		12
ウ. 有価証券の種類別の平均残高		11
エ. 預証率の期末値及び期中平均値		11

■金庫の事業の運営に関する事項

1. リスク管理の体制		36
2. 法令等遵守の体制	13	
3. 中小企業の経営改善及び地域活性化のための 取組みの状況	4～8	
4. 経営者保証に関するガイドラインの活用状況	8	
5. 金融ADR制度への対応	13	

■金庫の直近の2事業年度における財産の状況

1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	14～15	1～4
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権		10
② 危険債権		10
③ 3月以上延滞債権		10
④ 貸出条件緩和債権		10
3. 自己資本の充実の状況		15
4. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益		
① 有価証券		11
② 金銭の信託		12
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引		12
5. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		19
6. 貸出金償却の額		10
7. 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分 計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨		4

■報酬等に関する事項

信用金庫法施行規則133条に基づく開示項目

■金庫の子会社等に関する事項

① 名称	12
② 主たる営業所又は事務所の所在地	12
③ 資本金又は出資金	12
④ 事業の内容	12
⑤ 設立年月日	12
⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主 又は総出資者の議決権に占める割合	12

■金庫の直近の2事業年度における財産の状況

自己資本の充実の状況(連結自己資本比率)	16
----------------------------	----

■報酬等に関する事項

バーゼルⅢ第3の柱による開示項目

■自己資本の構成に関する開示事項[単体・連結]

■定性的な開示事項(単体・連結)

1. 自己資本調達手段の概要	13
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	13
3. 信用リスクに関する事項	29
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の 方針及び手続の概要	30
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	30
6-1. 証券化エクスポージャーに関する事項	31
6-2. CVAリスクに関する事項	31
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	31
8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の 方針及び手続の概要	32
9. 金利リスクに関する事項	32～33

■定量的な開示事項(単体・連結)

1. 自己資本の充実度に関する事項	15
2. 信用リスクに関する事項	17～18
3. 信用リスク削減手法に関する事項	20～30
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	30
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	31
6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	31
7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	32
8. 金利リスクに関する事項	32～33

金融再生法に基づく債権の開示項目

金融再生法開示債権	10
-----------------	----

財務諸表

◆貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	89期 (2025年3月末)	90期 (2026年3月末)
(資産の部)		
現 金	10,622	7,108
預 け 金	212,172	166,221
買 入 金 銭 債 権	3,038	1,744
有 価 証 券	233,658	229,105
国 債	17,905	21,482
地 方 債	13,325	32,983
社 債	83,846	75,284
株 式	176	176
そ の 他 の 証 券	118,404	99,177
貸 出 金	202,624	221,088
割 引 手 形	1,056	589
手 形 貸 付	8,834	5,967
証 書 貸 付	188,326	209,771
当 座 貸 越	4,406	4,760
外 国 為 替	59	63
外国他店預け	59	63
そ の 他 資 産	4,598	4,811
未 決 済 為 替 貸	119	96
信金中金出資金	3,540	3,540
未 収 収 益	900	1,103
そ の 他 の 資 産	39	71
有 形 固 定 資 産	7,979	7,820
建 物	2,784	2,678
土 地	4,815	4,824
その他の有形固定資産	379	318
無 形 固 定 資 産	68	144
ソ フ ト ウ ェ ア	55	132
その他の無形固定資産	12	12
繰 延 税 金 資 産	3,862	6,438
債 務 保 証 見 返	183	164
貸 倒 引 当 金	△1,418	△1,650
(うち個別貸倒引当金)	(△1,165)	(△1,430)
資産の部合計	677,450	643,062

(単位：百万円)

科 目	89期 (2025年3月末)	90期 (2026年3月末)
(負債の部)		
預 金 積 金	609,178	582,002
当 座 預 金	25,411	26,292
普 通 預 金	240,806	241,172
貯 蓄 預 金	92	97
通 知 預 金	770	524
定 期 預 金	324,530	297,233
定 期 積 金	13,422	12,556
そ の 他 の 預 金	4,143	4,125
借 用 金	10,700	8,200
借 入 金	10,700	8,200
コ ー ル マ ネ ー	10,000	10,000
そ の 他 負 債	1,042	1,798
未 決 済 為 替 借	92	106
未 払 費 用	319	726
給 付 補 填 備 金	1	4
未 払 法 人 税 等	205	439
前 受 収 益	125	147
払 戻 未 済 金	24	23
払 戻 未 済 持 分	4	5
職 員 預 り 金	106	83
そ の 他 の 負 債	163	262
賞 与 引 当 金	157	160
退 職 給 付 引 当 金	972	907
役員退職慰労引当金	234	144
睡眠預金払戻損失引当金	22	18
偶 発 損 失 引 当 金	2	2
再評価に係る繰延税金負債	535	535
債 務 保 証	183	164
負債の部合計	633,028	603,934
(純資産の部)		
出 資 金	1,210	1,186
普 通 出 資 金	1,210	1,186
利 益 剰 余 金	51,815	52,394
利 益 準 備 金	1,332	1,332
その他利益剰余金	50,483	51,062
特 別 積 立 金	49,049	49,449
(経営安定積立金)	(4,000)	(4,000)
(地域振興積立金)	(880)	(880)
(総合研修センター建設積立金)	(1,200)	(1,200)
(次期オンラインシステム積立金)	(750)	(750)
(90周年記念事業積立金)	(100)	(150)
(土地圧縮積立金)	(60)	(60)
当期末処分剰余金	1,433	1,613
処 分 未 済 持 分	△10	△13
会 員 勘 定 合 計	53,015	53,567
その他有価証券評価差額金	△8,130	△13,977
土地再評価差額金	△462	△462
評価・換算差額等合計	△8,593	△14,440
純 資 産 の 部 合 計	44,421	39,127
負債及び純資産の部合計	677,450	643,062

(貸借対照表の注記事項)

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、完全純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3 8 年～5 0 年
その他の有形固定資産		3 年～4 0 年

- (5) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。残額が一定額以上の破綻懸念先のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店、審査部および資金部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定委員会(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- (8) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (9) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、翌事業年度から損益処理しております。
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型設立厚生年金基金)に加算しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円	
年金財政計算上の数理債務の額と、最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円	
差引額	△31,890百万円	

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分） 0.3842%

③補足説明

上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金71百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- (10) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (11) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- (12) 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (13) 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 受入為替手数料及びその他の役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- (14) 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- (15) 会計上の見積もりにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金1,650百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として（7）に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積もりを用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- (16) 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
- (17) 子会社等に対する金銭債務の総額 26百万円
- (18) 有形固定資産の減価償却累計額 6,474百万円
- (19) 有形固定資産の圧縮記憶額 348百万円
- (20) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,559百万円
危険債権額	4,439百万円
三月以上延滞債権額	1百万円
貸出条件緩和債権額	381百万円
合計額	6,382百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (21) 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は589百万円であります。
- (22) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
有価証券	45,010百万円
担保資産に対応する債務	
信用金	8,200百万円
コールマネー	10,000百万円

上記のほか、内国為替決済、日本銀行蔵入代理店等の取引の担保として、預け金40,000百万円、有価証券348百万円を差し入れております。

- (23) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）

第2条第1号に定める算定方法を原則として、一部の土地については、4号及び5号に定める算定方法に基づいております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,854百万円

- (24) 出資1口当たりの純資産額 1,668円16銭

- (25) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当金庫は、貸出業務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

イ. 市場リスクの管理

ａ. 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会及びリスク管理委員会に報告しております。

ｂ. 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

ｃ. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

ｄ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において適宜ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、14,127百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

その他に、当金庫では、保有有価証券（その他の有価証券、満期保有目的の債券）については、VaRにより月次で計測し、参考としています。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しております。

ウ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

(26) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります

（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、コールマネーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似すること、及び重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①預け金（※1）	166,221	166,595	373
②有価証券			
売買目的有価証券	－	－	－
満期保有目的の債券	47,773	43,140	△4,633
その他の有価証券	180,155	180,155	－
③買入金銭債権	1,744	1,733	△10
④貸出金（※1）	221,088		
貸倒引当金（※2）	△1,650		
	219,437	214,956	△4,481
金融資産合計	615,333	606,581	△8,751
①預金積金（※1）	582,001	580,295	△1,706
②借入金（※1）	8,200	8,120	△80
金融負債合計	590,201	588,415	△1,786

（※1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

②有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

③買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

④貸出金

貸出金は、以下のア～イの合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

ア、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

イ、ア以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた価額

金融負債

①預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利子率を用いております。

②借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式（※1）	10
非上場株式（※1）	166
組合出資金（※2）	1,000
合 計	1,176

（※1）子会社株式・非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（令和2年3月31日）」第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（令和3年6月17日）」第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	121,500	25,000	－	－
買入金銭債権	771	972	－	－
有価証券	27,890	76,595	37,196	114,064
満期保有目的の債券	10,400	19,700	3,000	15,300
その他の有価証券のうち満期があるもの	17,490	56,895	34,196	98,764
貸出金（※）	34,217	78,311	58,952	43,705
合 計	184,378	180,879	96,148	157,769

（※）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	512,949	69,050	－	－
借入金	5,200	3,000	－	－
合 計	518,149	72,050	－	－

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(27) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、(29)まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小 計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	1,373	1,105	△267
	地方債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	その他	46,400	42,034	△4,365
	小 計	47,773	43,140	△4,633
合 計		47,773	43,140	△4,633

その他の有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	－	－	－
	債 券	9,570	9,551	18
	国 債	6,065	6,054	10
	地方債	2,702	2,697	5
	社 債	802	800	2
	その他	4,949	4,848	100
	小 計	14,519	14,400	119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	－	－	－
	債 券	118,807	134,151	△15,344
	国 債	14,044	16,354	△2,310
	地方債	32,181	35,736	△3,554
	社 債	72,581	82,060	△9,479
	その他	46,828	51,180	△4,351
	小 計	165,635	185,332	△19,696
合 計		180,155	199,732	△19,576

(28) 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	－	－	－
債 券	－	－	－
国 債	－	－	－
地方債	－	－	－
社 債	－	－	－
その他	70	29	－
合 計	70	29	－

(29) 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券、市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

(30) 減損処理を行った買入金銭債権

買入金銭債権の一部について、償還見込額が取得原価に比して著しく下落しており、回復の見込みが認められないため、評価差額732百万円を当事業年度の損失として処理しております。

(31) 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は17,606百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,673百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとする旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(32)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	274百万円	
退職給付引当金	259百万円	
減価償却損金算入限度額超過額	69百万円	
役員退職慰労引当金	41百万円	
その他有価証券評価差額金	5,633百万円	
その他	487百万円	
繰延税金資産小計	6,765百万円	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△268百万円	
繰延税金資産合計	6,496百万円	

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	24百万円
その他有価証券評価差額金	34百万円
繰延税金負債合計	58百万円
繰延税金資産の純額	6,438百万円

◆ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	89期 (2024年度)	90期 (2025年度)
経 常 収 益	6,428,432	7,880,257
資 金 運 用 収 益	5,873,346	7,339,781
貸 出 金 利 息	2,517,165	3,007,220
預 け 金 利 息	647,233	1,017,519
有価証券利息配当金	2,537,011	3,128,354
コールローン利息	692	508
その他の受入利息	171,244	186,179
役 務 取 引 等 収 益	457,651	474,696
受入為替手数料	215,104	226,908
その他の役務収益	242,547	247,787
そ の 他 業 務 収 益	65,553	24,960
外国為替売買益	3,211	2,603
国債等債券売却益	40	—
金融派生商品収益	1,000	—
その他の業務収益	61,301	22,356
そ の 他 経 常 収 益	31,881	40,819
株 式 等 売 却	—	29,742
その他の経常収益	31,881	11,076
経 常 費 用	5,469,025	6,834,462
資 金 調 達 費 用	440,641	993,021
預 金 利 息	418,323	934,504
給付補填備金繰入額	628	5,301
借 用 金 利 息	930	—
コールマネー利息	20,204	52,731
その他の支払利息	554	483
役 務 取 引 等 費 用	279,432	308,194
支払為替手数料	48,166	52,477
その他の役務費用	231,265	255,717
そ の 他 業 務 費 用	173,061	19,148
国債等債券償還損	171,790	17,313
その他の業務費用	1,270	1,834
経 費	4,373,620	4,463,659
人 件 費	2,822,865	2,891,548
物 件 費	1,405,280	1,421,651
税 金	145,474	150,460
そ の 他 経 常 費 用	202,270	1,050,437
貸倒引当金繰入額	130,606	235,814
そ の 他 資 産 償 却	3,376	735,376
その他の経常費用	68,286	79,247

(単位：千円)

科 目	89期 (2024年度)	90期 (2025年度)
経 常 利 益	959,407	1,045,795
特 別 利 益	—	3,499
固定資産処分益	—	3,499
特 別 損 失	16,903	136,625
固定資産処分損	16,903	136,625
税引前当期純利益	942,503	912,669
法人税、住民税及び事業税	251,947	519,077
法 人 税 等 調 整 額	43,276	△233,635
法 人 税 等 合 計	295,224	285,441
当 期 純 利 益	647, 279	627,227
繰越金(当期首残高)	786,106	985,845
当期末処分剰余金	1,433,385	1,613,072

◆ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	89期 (2024年度)	90期 (2025年度)
当期末処分剰余金	1,433,385,560	1,613,072,976
土地圧縮積立金取崩額	505,470	—
剰 余 金 処 分 額	448,045,545	647,069,942
普通出資に対する配当金 (普通配当率)	48,045,545 (年4%)	47,069,942 (年4%)
特 別 積 立 金 (うち90周年記念事業積立金)	400,000,000 (50,000,000)	600,000,000 —
繰越金(当期末残高)	985,845,485	966,003,034

◀ 損益計算書の注記事項 ▶

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
(2) 子会社との取引による収益総額 300千円
(3) 子会社との取引による費用総額 46,000千円
(4) 出資 1 口当たり当期純利益金額 26円36銭
(5) 経費には、役員退職慰労引当金繰入額34,030千円を含んでおります。

◆ 決算後の諸準備金と積立金

(単位：百万円)

科 目	89期 (2024年度)	90期 (2025年度)
諸 準 備 金 残 高	50,781	51,381
利 益 準 備 金	1,332	1,332
特 別 積 立 金	49,449	50,049
(うち経営安定積立金)	(4,000)	(4,000)
(うち地域振興積立金)	(880)	(880)
(うち総合研修センター建設積立金)	(1,200)	(1,200)
(うち次期オンラインシステム積立金)	(750)	(750)
(うち90周年記念事業積立金)	(150)	(150)
(うち土地圧縮積立金)	(60)	(60)

外部監査

2025年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、水都有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月19日

淡路信用金庫

理 事 長 田所英司

経営指標

主要な事業の状況を示す指標

◆最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	千円	5,510,179	5,628,943	5,973,818	6,428,432	7,880,257
経 常 利 益	千円	500,034	765,873	657,290	959,407	1,045,795
当 期 純 利 益	千円	374,375	539,079	457,188	647,279	627,227
出 資 総 額	百万円	1,278	1,253	1,234	1,210	1,186
出 資 総 口 数	百万口	25	25	24	24	23
純 資 産 額	百万円	51,725	48,086	47,594	44,421	39,127
総 資 産 額	百万円	733,346	696,558	703,600	677,450	643,062
預 金 積 金 残 高	百万円	612,241	620,069	604,957	609,178	582,002
貸 出 金 残 高	百万円	197,474	198,622	198,776	202,624	221,088
有 価 証 券 残 高	百万円	227,139	236,277	243,848	233,658	229,105
単体自己資本比率	%	17.51	18.64	19.11	21.55	24.30
出資に対する配当金(出資1口当たり)	円	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
役 員 数	人	11	11	11	11	12
うち常勤役員数	人	7	7	7	7	8
職 員 数	人	380	366	363	362	352
会 員 数	人	24,555	24,318	24,039	23,776	23,590

◆業務粗利益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
資 金 運 用 収 支	5,432,705	6,346,759
資金運用収益	5,873,346	7,339,781
資金調達費用	440,641	993,021
役 務 取 引 等 収 支	178,219	166,501
役務取引等収益	457,651	474,696
役務取引等費用	279,432	308,194
そ の 他 業 務 収 支	△107,507	5,812
その他業務収益	65,553	24,960
その他業務費用	173,061	19,148
業 務 粗 利 益	5,503,416	6,519,073
業 務 粗 利 益 率	0.82%	0.99%

(注) 1.業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆業務純益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
業 務 純 益	1,124,541	2,093,730
実 質 業 務 純 益	1,141,306	2,060,233
コ ア 業 務 純 益	1,313,056	2,077,547
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,313,056	1,941,947

(注) 1.業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◆資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 り (%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 勘 定	666,383	654,712	5,873,346	7,339,781	0.88	1.12
うち貸出金	197,352	201,972	2,517,165	3,007,220	1.27	1.48
うち預け金	205,067	189,721	647,233	1,017,519	0.31	0.53
うち有価証券	254,404	256,693	2,537,011	3,128,354	0.99	1.21
資 金 調 達 勘 定	630,144	615,773	440,641	993,021	0.06	0.16
うち預金積金	603,262	595,086	418,952	939,806	0.06	0.15
うち借入金	16,768	10,590	930	-	0.00	-
うちコールマネー	10,002	10,000	20,204	52,731	0.07	0.25

(注) 1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2024年度368百万円、2025年度362百万円）を控除して表示しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆受取・支払利息の増減

(単位：千円)

		2024年度			2025年度		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受	取						
	利息	△130,339	654,772	524,432	△130,836	1,597,270	1,466,434
	うち貸出金	2,007	183,578	185,585	68,785	421,269	490,055
	うち預け金	△40,640	293,939	253,299	△82,303	452,589	370,285
	うち有価証券	△8,852	97,713	88,860	27,888	563,454	591,342
支	払						
	利息	△11,550	316,783	305,233	△23,174	575,555	552,380
	うち預金積金	△10,515	296,826	286,311	△12,911	533,766	520,854
	うち借入金	△66	996	930	0	△930	△930
	うちコールマネー	△64	18,035	17,971	△14	32,541	32,526

(注) 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分においては、残高による増減要因に含めております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆利益率・利鞘

(単位：%)

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.14	0.15
総資産当期純利益率	0.09	0.09
資金運用利回	0.88	1.12
資金調達原価率	0.76	0.88
総資金利鞘	0.12	0.24

(注) 総資産経常(当期純)利益率
= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

◆内国為替取扱実績

(単位：千円/百万円)

区別	2024年度				2025年度			
	送金・振込為替		代金取立		送金・振込為替		代金取立	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
仕向為替	1,092	727,482	29	38,591	1,088	751,803	22	29,232
被仕向為替	1,118	735,739	38	29,827	1,121	717,206	28	24,901

(注) 本店と各支店との間及び各支店相互間における取扱高も合算しております。

内国為替取扱実績の解説

全国の金融機関との振り込み、代金取立等の取扱実績を表わしています。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、非常勤を含む理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬等につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬等につきましては役位や在任年数等を、賞与等については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬等につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、182百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は5名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」141百万円、「賞与」7百万円、「退職慰労金」34百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度においては、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2025年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金に関する指標

◆ 預金積金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
流動性預金	280,738	277,367
うち有利利息預金	218,021	219,775
定期性預金	320,650	315,829
うち固定金利定期預金	306,975	302,920
うち変動金利定期預金	2	2
その他	1,873	1,890
計	603,262	595,086
譲渡性預金	—	—
合計	603,262	595,086

- (注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 定期預金残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
定期預金	324,530	297,233
固定金利定期預金	324,528	297,230
変動金利定期預金	2	2
その他	—	—

固定・変動金利・その他の区分ごとの定期預金残高の解説

満期まで金利が固定している定期預金、預入れ期間中に金利が変動する定期預金等を表わしています。その他には、外貨預金等を計上しております。

◆ 役職員一人当たり・一店舗当り預金残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
役職員一人当たり預金残高	1,650	1,616
一店舗当り預金残高	22,562	21,555

◆ 預金者別預金残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
個人	450,317	448,338
法人	158,860	133,663
一般法人	97,928	102,543
金融機関	675	735
公金	38,303	15,485
その他法人	21,952	14,899
合計	609,178	582,002

(注) その他法人には、非課税法人・任意団体を計上しております。

貸出金等に関する指標

◆貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
手形貸付	7,040	6,385
証書貸付	185,058	190,389
当座貸越	4,034	4,425
割引手形	1,219	771
合 計	197,352	201,972

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	967	940
有価証券	526	666
動 産	—	—
不 動 産	25,858	28,479
その他の他	—	—
計	27,353	30,086
信用保証協会・信用保険	59,257	59,789
保 証	22,439	20,572
信 用	93,573	110,640
合 計	202,624	221,088

◆貸出金残高（固定金利・変動金利区分）

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
貸 出 金	202,624	221,088
固 定 金 利	120,176	133,262
変 動 金 利	82,448	87,826

固定・変動金利の区分ごとの貸出金残高の解説

貸出金を返済期限まで金利が固定している固定金利貸出と金利が変動する変動金利貸出に区分し、残高で表わしています。

◆債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
その他の他	1	1
計	1	1
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	4	2
信 用	176	160
合 計	183	164

(注) 有価証券の私募にかかる債務保証見返額（2024年度残高なし、2025年度残高なし）を含んでおりません。

担保別貸出金残高と債務保証見返額の解説

貸出金残高と信金中金等の代理貸付等にかかる債務保証見返額残高を担保別に区分して表わしています。

◆貸出金使途別残高

(単位：百万円・%)

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	39,444	22.68	42,455	22.29
運転資金	134,401	77.31	147,980	77.70
合 計	173,845	100.00	190,435	100.00

(注) 個人消費資金等を除いて表示しております。

◆役職員一人当たり・一店舗当り貸出金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
役 職 員 一 人 当 り	549	614
一 店 舗 当 り	7,504	8,188

◆預貸率

(単位：%)

	2024年度	2025年度
期 末 預 貸 率	33.26	37.98
期 中 平 均 預 貸 率	32.71	33.93

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆貸出金業種別内訳

(単位：百万円・%)

業 種 区 分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	536	20,998	10.36	508	20,022	9.05
農 業、林 業	12	67	0.03	12	73	0.03
漁 業	17	100	0.04	11	60	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	1	15	0.00
建 設 業	609	14,966	7.38	626	14,572	6.59
電気・ガス・熱供給・水道業	11	1,504	0.74	11	1,602	0.72
情 報 通 信 業	11	1,459	0.72	12	1,243	0.56
運 輸 業、郵 便 業	65	4,574	2.25	71	4,083	1.84
卸 売 業、小 売 業	582	17,498	8.63	597	18,372	8.30
金 融 業、保 険 業	20	24,535	12.10	19	25,028	11.32
不 動 産 業	272	27,675	13.65	300	28,138	12.72
物 品 質 貸 業	5	106	0.05	7	197	0.08
学術研究、専門・技術サービス業	32	601	0.29	37	566	0.25
宿 泊 業	47	8,070	3.98	49	7,840	3.54
飲 食 業	299	2,225	1.09	317	2,686	1.21
生活関連サービス業、娯楽業	263	2,934	1.44	265	2,773	1.25
教 育、学 習 支 援 業	12	314	0.15	17	508	0.22
医 療、福 祉	105	5,749	2.83	124	5,635	2.54
そ の 他 の サ ー ビ ス	163	2,681	1.32	167	2,852	1.28
小 計	3,019	136,064	67.15	3,151	136,273	61.63
地 方 公 共 団 体	10	37,774	18.64	11	54,144	24.48
個 人	6,911	28,785	14.20	6,918	30,670	13.87
合 計	9,982	202,624	100.00	10,080	221,088	100.00

業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合の解説

貸出金を業種別に区分し、その残高を構成割合で表わしています。また、構成割合に大きな変化はありません。
業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆代理業務貸付取扱残高の推移

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
住 宅 金 融 支 援 機 構	857	766
信 金 中 央 金 庫	167	129
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 (小規模企業共済)	64	64
福 祉 医 療 機 構	13	10
日 本 政 策 金 融 公 庫	—	—
合 計	1,103	970

代理貸付残高の内訳の解説

住宅金融支援機構や信金中央金庫等から業務委託を受けて、地域の中小企業者や一般の皆さまの金融の円滑化を図るために行っている貸付です。

不良債権の開示について

「信用金庫法及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」以下、「金融再生法」という。」第6条に基づく自己査定の結果につきましては、下表のとおりであります。

2025年度における金融再生法上の開示債権額は、221,401百万円(前期末対比9.11%増加)、不良債権額は2024年度より25百万円増加(0.39%増加)しました。不良債権比率は2.88%(前期末対比0.25ポイント減少)となりましたが、適切に引当金を計上しております。

今後につきましてモリスク管理態勢の強化により資産の健全性を確保するとともにお取引先の業況改善に向け支援を行ってまいります。

◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況（単体・連結）(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	2,105	1,559
危 険 債 権	3,598	4,439
要 管 理 債 権	653	383
3 月 以 上 延 滞 債 権	—	1
貸 出 条 件 緩 和 債 権	653	381
小 計 (A)	6,357	6,382
保 全 額 (B)	5,660	6,004
個 別 貸 倒 引 当 金 (C)	1,165	1,430
一 般 貸 倒 引 当 金 (D)	22	8
担 保 ・ 保 証 等 (E)	4,472	4,566
保 全 率 (B) / (A) (%)	89.03	94.07
引 当 率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	63.01	79.19
正 常 債 権 (F)	196,557	215,018
総 与 信 残 高 (A) + (F)	202,914	221,401

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「3月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「3月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「3月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

◆貸出金償却額(単位：千円)

	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の
期末残高及び期中の増減額
(19 ページをご覧ください)

有価証券に関する指標

◆有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国 債	17,969	21,796
地 方 債	14,911	25,594
短 期 社 債	—	—
社 債	96,201	90,641
株 式	176	176
外 国 証 券	106,678	101,721
そ の 他 の 証 券	18,467	16,762
合 計	254,404	256,693

◆預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	2024年度	2025年度
期 末 預 証 率	38.35	39.36
期 中 平 均 預 証 率	42.17	43.13

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預証率の解説

預金量に対する有価証券の保有割合を表わしています。
預貸率とともに資金運用面・資金繰り面で重視しています。

◆売買目的有価証券

該当ございません。

◆満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	2025年3月31日現在					2026年3月31日現在				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち 益	うち 損	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち 益	うち 損
国 債	325	330	4	4	—	1,373	1,105	△267	—	267
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	54,600	51,765	△2,834	46	2,881	46,400	42,034	△4,365	—	4,365
合 計	54,925	52,095	△2,830	50	2,881	47,773	43,140	△4,633	—	4,633

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

◆その他の有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	2025年3月31日現在					2026年3月31日現在				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち 益	うち 損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち 益	うち 損
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債 券	122,795	114,751	△8,043	235	8,278	143,703	128,377	△15,325	18	15,344
国 債	18,559	17,579	△979	148	1,128	22,409	20,109	△2,300	10	2,310
地 方 債	13,983	13,325	△657	22	679	36,536	32,983	△3,552	2	3,554
社 債	90,252	83,846	△6,406	64	6,470	84,757	75,284	△9,473	5	9,479
そ の 他	65,648	62,304	△3,344	140	3,484	56,028	51,777	△4,250	100	4,351
合 計	188,443	177,056	△11,387	376	11,763	199,732	180,155	△19,576	119	19,696

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◆時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
そ の 他 非 上 場 株 式	166	166
有 価 証 券 其 他 (証券投資信託等)	1,500	1,000
子会社株式及び関連法人株式 子会社	10	10

◆子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません。

◆有価証券の種類別の残存期間別残高

2024年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	残高合計
国 債	10	3,587	3,638	512	4,553	5,603	—	17,905
地 方 債	503	1,313	302	843	6,810	3,553	—	13,325
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,748	9,188	9,275	12,322	3,419	41,043	2,848	83,846
株 式	—	—	—	—	—	—	176	176
外 国 証 券	15,210	40,685	20,476	1,833	3,000	21,927	857	103,991
そ の 他 の 証 券	1,500	6,113	959	2,480	—	2,502	856	14,413

2025年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	残高合計
国 債	2,520	3,545	1,518	1,457	4,661	7,779	—	21,482
地 方 債	802	798	247	2,633	4,121	24,380	—	32,983
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,414	9,208	12,043	8,414	5,856	34,401	1,945	75,284
株 式	—	—	—	—	—	—	176	176
外 国 証 券	18,194	40,498	3,812	—	3,777	20,450	874	87,607
そ の 他 の 証 券	2,972	833	3,228	3,674	—	—	862	11,570

◆商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

◆金銭の信託

該当ございません。

◆デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第102条第1項5号に掲げる取引は該当ございません。

◆オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

	契約金額・想定元本額	
	2024年度	2025年度
先物外国為替取引	—	—
合 計	—	—

先物外国為替取引の解説

先物為替予約につきましては、期末日に引き直しを行い、その損益を損益計算書に計上していますので、記載していません。

金庫の子会社

名 称	淡信実業株式会社
所 在 地	洲本市宇山3丁目5番25号(淡路信用金庫本店内)
設 立 年 月 日	1971年12月13日
資 本 金	10,000,000円
当金庫議決権比率	100%
従 業 員	20名
事 業 の 内 容	不動産の管理、人材派遣及び建物の清掃 他

バーゼルⅢ（自己資本比率規制の第3の柱）にかかる開示項目

◆自己資本調達手段の概要

自己資本は、「自己資本の構成に関する事項」で記載の通り、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。具体的には会員の皆さまからの普通出資金のほか当金庫が永年にわたって積立ててきた利益剰余金が該当します。

◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、国内のみで事業を行う金融機関に必要とされる自己資本比率4%を大きく上回り、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる業務運営方針に基づいた業務活動から得られる利益による堅実な資本の積み上げを考えております。

自己資本の構成に関する事項

◆自己資本比率（単体）

（単位：百万円、％）

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	52,967	53,520
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,210	1,186
うち、利益剰余金の額	51,815	52,394
うち、外部流出予定額(△)	48	47
うち、上記以外に該当するものの額	△10	△13
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	253	219
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	253	219
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	53,220	53,740
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	48	103
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	48	103
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	48	103
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	53,171	53,637
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	238,228	211,346
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,453	9,381
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	246,681	220,727
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	21.55%	24.30%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆自己資本比率（連結）

（単位：百万円、％）

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	52,978	53,533
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,210	1,186
うち、利益剰余金の額	51,827	52,407
うち、外部流出予定額(△)	48	47
うち、上記以外に該当するものの額	△ 10	△ 13
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	253	219
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	253	219
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	53,232	53,752
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	49	103
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	49	103
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	49	103
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	53,183	53,649
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	238,218	211,336
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,455	9,383
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	246,673	220,719
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.56%	24.30%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

連結の範囲に関する事項

当金庫では、子会社はその資産・売上高等からみて、当金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものと認められるため、連結財務諸表は作成していませんが、自己資本比率告示に基づき連結自己資本比率を算出する範囲に含めております。

子会社は「淡信実業株式会社」1社であり、当金庫の不動産管理等を行っております。また、資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

自己資本の充実度に関する事項

◆単体

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	238,228	9,529	211,346	8,453
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	233,042	9,321	206,886	8,275
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	151	6	151	6
地方公共団体金融機構向け	209	8	480	19
我が国の政府関係機関向け	888	35	966	38
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	56,925	2,277	45,678	1,827
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,578	383	7,713	308
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	52,590	2,103	49,425	1,977
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,296	491	12,803	512
トランザクター向け	302	12	275	11
不動産関連向け	23,233	929	26,561	1,062
自己居住用不動産等向け	6,298	251	6,581	263
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	16,179	647	19,085	763
その他不動産関連向け	755	30	895	35
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	12,114	484	13,005	520
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,957	118	2,736	109
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	121	4	121	4
取立未済手形	23	0	19	0
信用保証協会等による保証付	1,521	60	1,778	71
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	2,027	81	1,968	78
上記以外	67,980	2,719	51,187	2,047
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,261	2,250	38,953	1,558
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,553	142	3,556	142
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	222	8	863	34
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,943	317	7,814	312
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,186	207	4,459	178
ルック・スルー方式	5,186	207	4,459	178
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	8,453	338	9,381	375
BI	5,635		6,254	
BIC	676		750	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	246,681	9,867	220,727	8,829

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超えた当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しております。
6. 単体（連結）総所要自己資本額＝単体（連結）リスク・アセットの合計額（単体（連結）自己資本比率の分母の額）×4%

自己資本の充実度に関する事項

◆連結

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	238,218	9,528	211,336	8,453
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	233,032	8,738	206,876	8,275
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	151	6	151	6
地方公共団体金融機構向け	209	8	480	19
我が国の政府関係機関向け	888	35	966	38
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	56,925	2,277	45,678	1,827
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,578	383	7,713	308
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	52,590	2,103	49,425	1,977
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,296	491	12,803	512
トランザクター向け	302	12	275	11
不動産関連向け	23,233	346	26,561	1,062
自己居住用不動産等向け	6,298	251	6,581	263
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	1,617	64	19,085	763
その他不動産関連向け	755	30	895	35
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	12,114	484	13,005	520
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,957	118	2,736	109
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	121	4	121	4
取立未済手形	23	0	19	0
信用保証協会等による保証付	1,521	60	1,778	71
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	2,017	80	1,958	78
上記以外	67,980	2,719	51,188	2,047
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,261	2,250	38,953	1,558
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,553	142	3,556	142
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	223	8	863	34
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,943	317	7,815	312
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,186	207	4,459	178
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1パーセントで除して得た額	8,455	338	9,383	375
BI	5,636		6,255	
BIC	676		750	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ+ロ）	246,673	9,866	220,719	8,828

◆その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

◆信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（単体）

<地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	570,267	559,190	207,353	225,272	125,076	146,536	－	－	6,658	7,015
国	外	104,800	89,258	－	－	104,800	89,258	－	－	－	－
地 域 別 合 計		675,067	648,448	207,353	225,272	229,877	235,795	－	－	6,658	7,015
製 造 業		37,880	34,782	22,025	21,007	14,237	12,813	－	－	2,677	3,082
農 業 、 林 業		323	348	323	348	－	－	－	－	－	－
漁 業		616	656	616	656	－	－	－	－	1	－
鉱業・採石業・砂利採取業		－	15	－	15	－	－	－	－	－	－
建 設 業		17,492	16,572	17,292	16,372	200	200	－	－	378	218
電気・ガス・熱供給・水道業		12,331	10,831	1,512	1,613	10,818	9,218	－	－	－	－
情 報 通 信 業		4,787	3,749	1,469	1,252	2,548	2,248	－	－	－	－
運 輸 ・ 郵 便 業		11,078	10,550	4,726	4,206	6,352	6,343	－	－	115	119
卸 売 業 、 小 売 業		24,714	24,272	18,209	19,270	6,505	5,001	－	－	2,129	2,379
金 融 業 、 保 険 業		293,939	239,721	24,677	25,167	56,139	44,203	－	－	－	－
不 動 産 業		51,528	49,567	28,197	28,639	23,331	20,928	－	－	515	288
物 品 賃 貸 業		1,810	898	106	197	1,703	700	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		693	660	693	660	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		8,164	7,934	8,164	7,934	－	－	－	－	10	10
飲 食 業		3,145	3,783	3,145	3,783	－	－	－	－	180	155
生活関連サービス業、娯楽業		4,091	3,996	4,091	3,996	－	－	－	－	18	10
教 育 、 学 習 支 援 業		342	537	342	537	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		6,130	6,009	6,130	6,009	－	－	－	－	375	507
そ の 他 の サ ー ビ ス		3,747	3,950	3,018	3,221	728	728	－	－	35	19
国・地方公共団体等		149,083	188,465	38,098	54,502	107,312	133,408	－	－	－	－
個 人		24,511	25,877	24,511	25,877	－	－	－	－	221	223
そ の 他		18,655	15,268	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		675,067	648,448	207,353	225,272	229,877	235,795	－	－	6,658	7,015
延 滞		1,341	1,014	1,341	1,014	－	－	－	－		
1 年 以 下		185,350	165,527	24,555	16,763	23,007	25,977	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		113,771	98,319	20,465	18,464	54,920	54,539	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		53,307	53,253	19,395	34,293	33,862	18,276	－	－		
5 年 超 1 0 年 以 下		100,262	107,997	65,116	74,393	34,535	33,603	－	－		
1 0 年 超		148,100	172,922	67,654	71,722	80,446	101,199	－	－		
期間の定めのないもの		72,932	49,414	8,824	8,620	3,104	2,198	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		675,067	648,448	207,353	225,272	229,877	235,795	－	－		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（連結）

<地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー 期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	570,257	559,180	207,353	225,272	125,076	146,536	－	－	6,658	7,015
国	外	104,800	89,258	－	－	104,800	89,258	－	－	－	－
地 域 別 合 計		675,057	648,439	207,353	225,272	229,877	235,795	－	－	6,658	7,015
製 造 業		37,880	34,782	22,025	21,007	14,237	12,813	－	－	2,677	3,082
農 業 、 林 業		323	348	323	348	－	－	－	－	－	－
漁 業		616	656	616	656	－	－	－	－	1	－
鉱業・採石業・砂利採取業		－	15	－	15	－	－	－	－	－	－
建 設 業		17,492	16,572	17,292	16,372	200	200	－	－	378	218
電気・ガス・熱供給・水道業		12,331	10,831	1,512	1,613	10,818	9,218	－	－	－	－
情 報 通 信 業		4,787	3,749	1,469	1,252	2,548	2,248	－	－	－	－
運 輸 ・ 郵 便 業		11,078	10,550	4,726	4,206	6,352	6,343	－	－	115	119
卸 売 業 、 小 売 業		24,714	24,272	18,209	19,270	6,505	5,001	－	－	2,129	2,379
金 融 業 、 保 険 業		293,929	239,711	24,677	25,167	56,139	44,203	－	－	－	－
不 動 産 業		51,528	49,567	28,197	28,639	23,331	20,928	－	－	515	288
物 品 賃 貸 業		1,810	898	106	197	1,703	700	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		693	660	693	660	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		8,164	7,934	8,164	7,934	－	－	－	－	10	10
飲 食 業		3,145	3,783	3,145	3,783	－	－	－	－	180	155
生活関連サービス業、娯楽業		4,091	3,996	4,091	3,996	－	－	－	－	18	10
教 育 、 学 習 支 援 業		342	537	342	537	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		6,130	6,009	6,130	6,009	－	－	－	－	375	507
そ の 他 の サ ー ビ ス		3,747	3,950	3,018	3,221	728	728	－	－	35	19
国・地方公共団体等		149,083	188,465	38,098	54,502	107,312	133,408	－	－	－	－
個 人		24,511	25,877	24,511	25,877	－	－	－	－	221	223
そ の 他		18,655	15,268	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		675,057	648,439	207,353	225,272	229,877	235,795	－	－	6,658	7,015
延 滞		1,341	1,014	1,341	1,014	－	－	－	－		
1 年 以 下		185,350	165,527	24,555	16,763	23,007	25,977	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		113,771	98,319	20,465	18,464	54,920	54,539	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		53,307	53,253	19,395	34,293	33,862	18,276	－	－		
5 年 超 1 0 年 以 下		100,262	107,997	65,116	74,393	34,535	33,603	－	－		
1 0 年 超		148,100	172,922	67,654	71,722	80,446	101,199	－	－		
期間の定めのないもの		72,922	49,404	8,824	8,620	3,104	2,198	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		675,057	648,439	207,353	225,272	229,877	235,795	－	－		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単体・連結）

（単位：百万円）

		期首残高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2024年度	236	253	—	236	253
	2025年度	253	219	—	253	219
個 別 貸 倒 引 当 金	2024年度	1,130	1,165	79	1,051	1,165
	2025年度	1,165	1,430	4	1,160	1,430
合 計	2024年度	1,367	1,418	79	1,288	1,418
	2025年度	1,418	1,650	4	1,414	1,650

※ 国外向けエクスポージャーについては、保有しているのが外国証券のみであり貸倒引当金は考慮する必要がないため、「地域別」の区分は省略しております。

◆業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等（単体・連結）

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	586	544	596	586	586	544	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	21	20	83	21	21	20	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	2	3	2	2	2	3	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	392	387	285	392	392	387	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	0	288	0	0	0	288	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1	1	0	1	1	1	—	—
飲 食 業	1	—	1	1	1	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2	2	2	2	2	2	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	140	165	141	140	140	165	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	7	7	6	7	7	7	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	9	9	8	9	9	9	—	—
合 計	1,165	1,430	1,130	1,165	1,165	1,430	—	—

※ 国外向けエクスポージャーについては、保有しているのが外国証券のみであり貸倒引当金・貸出金償却を考慮する必要がないため、「地域別」の区分は省略しております。

※ 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳（単体）

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	10,622	—	10,622	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	83,127	—	83,127	—	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	2,002	—	—	0.00
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	51,817	5,000	51,817	300	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	504	—	504	—	151	30.00
地方公共団体金融機構向け	2,588	—	2,588	—	209	8.11
我が国の政府関係機関向け	9,647	—	9,647	—	888	9.21
地方三公社向け	4,815	—	4,815	—	—	0.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	258,436	—	258,436	—	56,925	22.03
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,524	—	28,524	—	9,578	33.58
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	95,626	3,777	93,729	1,356	52,590	55.31
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	23,131	29,143	20,458	1,118	12,296	56.99
トランザクター向け	—	22,064	—	774	302	39.12
不動産関連向け	36,208	—	36,017	—	23,233	64.51
自己居住用不動産等向け	19,178	—	19,097	—	6,298	32.98
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	15,734	—	15,660	—	16,179	103.31
その他不動産関連向け	1,295	—	1,259	—	755	60.00
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	12,114	—	12,114	—	12,114	100.00
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,371	25	2,360	5	2,957	125.05
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	225	—	225	—	121	54.05
取立未済手形	119	—	119	—	23	20.00
信用保証協会等による保証付	40,154	84	40,154	14	1,521	3.79
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	2,027	—	2,027	—	2,027	100.00
合計					165,061	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳（単体）

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025年度					
現金	7,108	—	7,108	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	79,906	—	79,906	—	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	2,002	—	—	0.00
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	90,788	5,000	90,788	300	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	504	—	504	—	151	30.00
地方公共団体金融機構向け	5,114	—	5,114	—	480	9.39
我が国の政府関係機関向け	10,751	—	10,751	—	966	8.99
地方三公社向け	2,614	—	2,614	—	—	0.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	211,277	—	211,277	—	45,678	21.62
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,317	—	26,317	—	7,713	29.31
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	88,654	2,029	86,830	610	49,425	56.52
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24,306	30,399	21,768	1,037	12,803	56.14
トランザクター向け	—	23,942	—	709	275	38.86
不動産関連向け	40,143	—	39,956	—	26,561	66.48
自己居住用不動産等向け	20,169	—	20,104	—	6,581	32.73
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	18,439	—	18,359	—	19,085	103.95
その他不動産関連向け	1,534	—	1,492	—	895	60.00
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	10,392	—	10,392	—	13,005	125.14
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,092	139	2,060	49	2,736	129.69
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	216	—	216	—	121	56.44
取立未済手形	96	—	96	—	19	20.00
信用保証協会等による保証付	38,541	69	38,541	10	1,778	4.61
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,514	—	1,514	—	1,968	129.98
合計					155,698	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳（連結）

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	10,622	—	10,622	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	83,127	—	83,127	—	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	2,002	—	—	0.00
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	51,817	5,000	51,817	300	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	504	—	504	—	151	30.00
地方公共団体金融機構向け	2,588	—	2,588	—	209	8.11
我が国の政府関係機関向け	9,647	—	9,647	—	888	9.21
地方三公社向け	4,815	—	4,815	—	—	0.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	258,436	—	258,436	—	56,925	22.03
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,524	—	28,524	—	9,578	33.58
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	95,626	3,777	93,729	1,356	52,590	55.31
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	23,131	29,143	20,458	1,118	12,296	56.99
トランザクター向け	—	22,064	—	774	302	39.12
不動産関連向け	36,208	—	36,017	—	23,233	64.51
自己居住用不動産等向け	19,178	—	19,097	—	6,298	32.98
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	15,734	—	15,660	—	16,179	103.31
その他不動産関連向け	1,295	—	1,259	—	755	60.00
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	12,114	—	12,114	—	12,114	100.00
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,371	25	2,360	5	2,957	125.05
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	225	—	225	—	121	54.05
取立未済手形	119	—	119	—	23	20.00
信用保証協会等による保証付	40,154	84	40,154	14	1,521	3.79
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	2,017	—	2,017	—	2,017	100.00
合計					165,051	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳（連結）

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025年度					
現金	7,108	—	7,108	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	79,906	—	79,906	—	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	2,002	—	—	0.00
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	90,788	5,000	90,788	300	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	504	—	504	—	151	30.00
地方公共団体金融機構向け	5,114	—	5,114	—	480	9.39
我が国の政府関係機関向け	10,751	—	10,751	—	966	8.99
地方三公社向け	2,614	—	2,614	—	—	0.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	211,277	—	211,277	—	45,678	21.62
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,317	—	26,317	—	7,713	29.31
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	88,654	2,029	86,830	610	49,425	56.52
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24,306	30,399	21,768	1,037	12,803	56.14
トランザクター向け	—	23,942	—	709	275	38.86
不動産関連向け	40,143	—	39,956	—	26,561	66.48
自己居住用不動産等向け	20,169	—	20,104	—	6,581	32.73
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	18,439	—	18,359	—	19,085	103.95
その他不動産関連向け	1,534	—	1,492	—	895	60.00
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	10,392	—	10,392	—	13,005	125.14
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,092	139	2,060	49	2,736	129.69
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	216	—	216	—	121	56.44
取立未済手形	96	—	96	—	19	20.00
信用保証協会等による保証付	38,541	69	38,541	10	1,778	4.61
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,504	—	1,504	—	1,958	130.18
合計					155,688	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（単体）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																																
現金	10,622	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,622
我が国の中央政府及び中央銀行向け	83,127	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83,127
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,002
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	52,117	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52,117
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	504	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	504
地方公共団体金融機構向け	488	2,099	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,588
我が国の政府関係機関向け	765	8,881	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,647
地方三公社向け	600	—	—	4,214	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,815
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	229,712	—	23,915	—	—	—	—	—	—	2,502	—	1,003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,303	—	—	—	258,436
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,826	—	18,192	—	—	—	—	—	—	2,502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,002	—	—	—	28,524
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	33,055	—	—	—	—	—	—	—	—	25,153	—	—	—	—	2,767	—	18,471	—	—	15,637	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95,086
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	774	—	—	—	—	—	20,691	—	—	—	—	111	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,576
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	774	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	774
不動産関連向け	—	—	—	854	469	1,055	—	—	9	680	—	—	1,051	—	1,259	—	17,054	5	—	—	1,068	—	—	—	12,508	—	—	—	—	—	—	—	36,017
自己居住用不動産等向け	—	—	—	854	469	1,055	—	—	9	680	—	—	1,051	—	—	—	14,971	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,097
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,082	—	—	—	1,068	—	—	—	12,508	—	—	—	—	—	—	—	15,660
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,259	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,259
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,114	—	—	—	—	12,114
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	733	—	—	—	—	1,493	—	—	—	—	2,365
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	225	—	—	—	—	—	—	—	—	—	225
取立未済手形	—	—	—	119	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119
信用保証協会等による保証付	24,950	15,218	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,169
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,027	—	—	2,027
合計	174,676	26,199	—	267,955	469	25,475	—	—	9	680	—	774	28,846	—	2,262	—	17,054	23,464	—	18,471	1,068	—	16,706	—	12,508	—	—	14,910	2,027	—	—	—	633,563

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（単体）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2025年度																															
現金	7,108	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,108
我が国の中央政府及び中央銀行向け	79,906	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	79,906
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,002
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	91,088	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	91,088
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	504	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	504
地方公共団体金融機構向け	309	4,804	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,114
我が国の政府関係機関向け	1,081	9,669	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,751
地方三公社向け	2,614	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,614
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	－	－	－	185,061	－	22,710	－	－	－	－	－	－	2,503	－	1,003	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	211,277
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	6,826	－	16,988	－	－	－	－	－	－	2,503	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	26,317
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	－	－	28,599	－	－	－	－	－	－	－	－	23,650	－	－	－	－	2,150	－	18,487	－	－	14,552	－	－	－	－	－	－	－	－	87,441
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	6,342	－	－	－	－	－	－	－	535	2,722	－	－	－	－	13,089	－	－	－	－	115	－	－	－	－	－	－	－	－	22,805
トランザクター向け	－	－	－	174	－	－	－	－	－	－	－	535	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	709
不動産関連向け	－	－	－	11,358	250	622	－	－	1	197	－	－	6,957	－	1,492	－	2,889	1	－	－	1,201	－	－	－	14,983	－	－	－	－	－	－	39,956
自己居住用不動産等向け	－	－	－	11,358	250	622	－	－	1	197	－	－	6,957	－	－	－	715	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20,104
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,174	－	－	－	1,201	－	－	－	14,983	－	－	－	－	－	－	18,359
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,492	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,492
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,092	300	－	－	10,392
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	22	－	－	－	－	－	－	－	－	105	－	－	－	－	－	－	－	－	－	587	－	－	－	－	1,394	－	－	－	2,110
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	40	－	－	－	－	－	－	－	－	124	－	－	－	－	－	－	－	－	－	51	－	－	－	－	－	－	－	－	216
取立未済手形	－	－	－	96	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	96
信用保証協会等による保証付	20,765	17,786	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	38,551
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,514	－	－	1,514
合計	204,877	32,260	－	231,522	250	23,837	－	－	1	197	－	535	36,063	－	2,495	－	2,889	15,240	－	18,487	1,201	－	15,306	－	14,983	－	－	11,487	1,814	－	－	613,453

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（連結）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																																
現金	10,622	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,622
我が国の中央政府及び中央銀行向け	83,127	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	83,127
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,002
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	52,117	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	52,117
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	504	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	504
地方公共団体金融機構向け	488	2,099	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,588
我が国の政府関係機関向け	765	8,881	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9,647
地方三公社向け	600	－	－	4,214	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,815
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	229,712	－	23,915	－	－	－	－	－	－	2,502	－	1,003	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,303	－	－	－	258,436
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	6,826	－	18,192	－	－	－	－	－	－	2,502	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,002	－	－	－	28,524
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	－	－	33,055	－	－	－	－	－	－	－	－	25,153	－	－	－	－	2,767	－	18,471	－	－	15,637	－	－	－	－	－	－	－	－	－	95,086
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	774	－	－	－	－	－	20,691	－	－	－	111	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	21,576
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	774	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	774	
不動産関連向け	－	－	－	854	469	1,055	－	－	9	680	－	－	1,051	－	1,259	－	17,054	5	－	－	1,068	－	－	－	12,508	－	－	－	－	－	－	－	36,017
自己居住用不動産等向け	－	－	－	854	469	1,055	－	－	9	680	－	－	1,051	－	－	－	14,971	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	19,097
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,082	－	－	－	1,068	－	－	12,508	－	－	－	－	－	－	－	－	15,660
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,259	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,259
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12,114	－	－	－	12,114	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	138	－	－	－	－	－	－	－	－	－	733	－	－	－	－	1,493	－	－	－	2,365	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	225	－	－	－	－	－	－	－	－	－	225	
取立未済手形	－	－	－	119	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	119	
信用保証協会等による保証付	24,950	15,218	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	40,169	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,017	－	－	2,017	
合計	174,676	26,199	－	267,955	469	25,475	－	－	9	680	－	774	28,846	－	2,262	－	17,054	23,464	－	18,471	1,068	－	16,706	－	12,508	－	－	14,910	2,017	－	－	633,553	

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（連結）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2025年度																																
現金	7,108	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,108	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	79,906	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	79,906	
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,002	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	91,088	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	91,088	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	504	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	504	
地方公共団体金融機構向け	309	4,804	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,114	
我が国の政府関係機関向け	1,081	9,669	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,751	
地方三公社向け	2,614	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,614	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	－	－	－	185,061	－	22,710	－	－	－	－	－	－	2,503	－	1,003	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	211,277	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	6,826	－	16,988	－	－	－	－	－	－	2,503	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	26,317	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	－	－	28,599	－	－	－	－	－	－	－	－	23,650	－	－	－	－	2,150	－	18,487	－	－	14,552	－	－	－	－	－	－	－	－	87,441	
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	6,342	－	－	－	－	－	－	－	535	2,722	－	－	－	－	13,089	－	－	－	－	115	－	－	－	－	－	－	－	－	22,805	
トランザクター向け	－	－	－	174	－	－	－	－	－	－	－	535	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	709		
不動産関連向け	－	－	－	11,358	250	622	－	－	1	197	－	－	6,957	－	1,492	－	2,889	1	－	－	1,201	－	－	－	14,983	－	－	－	－	－	－	39,956	
自己居住用不動産等向け	－	－	－	11,358	250	622	－	－	1	197	－	－	6,957	－	－	－	715	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20,104	
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,174	－	－	－	1,201	－	－	－	14,983	－	－	－	－	－	－	18,359	
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,492	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,492	
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,092	300	－	－	10,392	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	22	－	－	－	－	－	－	－	－	105	－	－	－	－	－	－	－	－	587	－	－	－	－	1,394	－	－	－	－	2,110	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	40	－	－	－	－	－	－	－	－	124	－	－	－	－	－	－	－	－	51	－	－	－	－	－	－	－	－	－	216	
取立未済手形	－	－	－	96	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	96	
信用保証協会等による保証付	20,765	17,786	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	38,551	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,504	－	－	1,504		
合計	204,877	32,260	－	231,522	250	23,837	－	－	1	197	－	535	36,063	－	2,495	－	2,889	15,240	－	18,487	1,201	－	15,306	－	14,983	－	－	11,487	1,804	－	－	613,443	

◆ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（単体）

（単位：百万円、％）

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40％未満	509,138	7,015	7	509,609
40％～70％	42,528	20,244	9	43,007
75％	17,901	6,908	12	15,560
80％	—	—	—	—
85％	19,184	2,784	35	18,453
90％～100％	17,370	1,057	36	17,559
105％～130％	12,549	—	—	12,508
150％	14,841	20	22	14,837
250％	2,027	—	—	2,027
400％	—	—	—	—
1,250％	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	635,540	38,031	12	633,563

（単位：百万円、％）

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40％未満	492,277	6,963	7	492,749
40％～70％	41,775	22,201	10	42,181
75％	17,464	6,249	12	15,240
80％	—	—	—	—
85％	19,773	1,138	30	18,487
90％～100％	16,441	951	30	16,508
105％～130％	15,011	—	—	14,983
150％	11,468	132	36	11,487
250％	1,814	—	—	1,814
400％	—	—	—	—
1,250％	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	616,027	37,637	11	613,453

（注）「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

◆ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（連結）

（単位：百万円、％）

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40％未満	509,138	7,015	7	509,609
40％～70％	42,528	20,244	9	43,007
75％	17,901	6,908	12	15,560
80％	—	—	—	—
85％	19,184	2,784	35	18,453
90％～100％	17,370	1,057	36	17,559
105％～130％	12,549	—	—	12,508
150％	14,841	20	22	14,837
250％	2,017	—	—	2,017
400％	—	—	—	—
1,250％	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	635,530	38,031	12	633,553

（単位：百万円、％）

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40％未満	492,277	6,963	7	492,749
40％～70％	41,775	22,201	10	42,181
75％	17,464	6,249	12	15,240
80％	—	—	—	—
85％	19,773	1,138	30	18,487
90％～100％	16,441	951	30	16,508
105％～130％	15,011	—	—	14,983
150％	11,468	132	36	11,487
250％	1,804	—	—	1,804
400％	—	—	—	—
1,250％	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	616,017	37,637	11	613,443

（注）「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

◆信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの定義

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、金融機関が保有する資産（オフバランス資産を含みます。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

信用リスク管理方針

当金庫では、信用リスクを的確に把握し厳正に管理するため、信用リスク管理要領を制定しています。また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を貸出業務基本方針（クレジットポリシー）として定め、健全な倫理観にもとづいた行動および判断を行うよう周知徹底をはかっています。

当金庫では、審査部門を営業推進部門から明確に分離し、牽制機能が働くよう、それぞれ独立した機能を持たせる体制を構築しています。

全てのリスク管理に関する事項を協議、審議する機関としてリスク管理委員会を設置のうえ、信用リスク管理の担当部を審査部とし、信用リスクに関する状況を定期的にあるいは必要に応じリスク管理委員会へ報告する体制としています。また、資産の自己査定に関する事項を協議、審議する機関として資産査定委員会を設置しています。

信用リスク管理の手続き

審査部は、信用格付を参考として与信先ごとに信用リスクを管理しています。

信用格付は、財務情報の定量評価と財務面に表れない定性的な情報（経営能力や経営基盤など。）を評価することにより当該与信先の信用力の程度を12ランクに区分したものです。この与信先の信用格付は定期的、または必要に応じて、機動的に見直しを行っています。

また、審査部は与信ポートフォリオ全体を地域別、科目別、期間別、業種別、及び債務者区分別に分類し信用リスクの分散や変動の状況を管理しています。

貸倒引当金について

信用コストである貸倒引当金は、自己査定結果をもとに「償却・引当基準」によって適正な引当を行っております。

◆標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、国内格付機関の日本格付研究所(JCR)又は格付投資情報センター(R&I)の2つの機関を採用しています。上記格付のないものは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単体・連結）

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		2,816	998	29,443	29,279	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針

信用リスク削減手法とは、担保、保証、相殺契約等、信用リスクを軽減するための保全措置のことです。

当金庫は、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境等さまざまな角度から与信審査を行っており、保全措置を補完的な位置づけとしています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の手続き

当金庫が扱う担保としては当金庫預金、国債、上場会社株式等があります。

また、保証としてはしんきん保証基金等があります。

当金庫は、担保・保証規程等を制定し、適正な評価・管理を行っています。また、当金庫は、期限の利益の喪失事由等が与信先に発生した場合に、基本契約にもとづき自金庫預金と貸出金等を相殺することを可能としており、自己資本比率の算出においても、この相殺効果を考慮して信用リスク・アセットを削減しています。

なお、当金庫においては、特定の事業会社、又は、業種に与信が集中しておらず、信用リスク削減手法の適用について懸念すべき集中リスクは生じておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体・連結）

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
（Ⅰ）外国為替関連取引	—	—	—	—
（Ⅱ）金利関連取引	—	—	—	—
（Ⅲ）金関連取引	—	—	—	—
（Ⅳ）株式関連取引	—	—	—	—
（Ⅴ）貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
（Ⅵ）その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
（Ⅶ）クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

（注）グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、与信取引における総合的な判断を行うことで、リスクを管理しております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

CVAリスクに関する事項

◆算出に使用する手法

「簡便法」を採用しています。

◆CVAリスク相当額算出の対象取引

取引先と直接取引を行う為替予約などの派生商品取引を対象としております。

◆CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAとは、取引相手方の信用力を派生商品取引の評価額に反映させる価格調整のことであり、CVAリスクは取引相手の信用リスクを反映させたものです。

CVAに関するリスク管理について、当庫ではモニタリングとして半期毎にCVAリスクの算定を行っています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法等に関するリスク管理要領をそれぞれのリスクについて定め、データの分析・評価を行いリスクの極小化に努めております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、毎月の理事会に報告する態勢を整備しております。

◆B I の算出方法

BIは金利要素(ILDC、預金業務の規模)、役務要素(SC、役務取引等の規模)、金融商品要素(FC、金融商品取引等の規模)の3つを合計して算出しております。

◆I L M の算出方法

自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づきILMは1を適用しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

◆貸借対照表計上額及び時価等（単体・連結）

(単位：百万円)

区 分	2 0 2 4 年 度		2 0 2 5 年 度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	176	—	176	—
合 計	176	—	176	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託等は含んでいません。

◆出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額（単体・連結）

(単位：百万円)

	2 0 2 4 年 度	2 0 2 5 年 度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

◆貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（単体・連結）（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益	1	0

◆貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（単体・連結）（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

◆出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価を把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定された保有限度額、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資産運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的区分基準による会計処理規程」及び、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準）

不動産投資法人への出資及びこれに類する出資については、原則株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトを適用しております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆エクスポージャーの区分ごとの額（単体・連結）（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,362	13,061
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

◆IRRBB 1：金利リスク（単体・連結）（単位：百万円）

項番		△EVE		△NII	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上方パラレルシフト	12,034	14,127	569	381
2	下方パラレルシフト	14	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	10,501	12,962		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	12,034	14,127	569	381
		2024年度		2025年度	
8	自 己 資 本 の 額	53,171		53,637	

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】は、14,127百万円減少するものと把握しております。

◆金利リスクの算定手法の概要

説明項目	ΔEVEに関する定義説明	ΔNIIに関する定義説明
通貨ごとに計測した金利リスク量の集計	・損失を負値としているが、報告上はこれを正値として反転している ・集計において通貨毎の金利間の相関を考慮しておらず、金利リスク量が正（益）の場合はゼロ＝報告上の損失のみ合算している	・期間収益減少を負値としているが、報告上はこれを正値として反転している ・集計において期間収益の変動額は、正（期間収益増加）の場合はゼロ＝報告上の期間収益減少のみ合算している
(a)流動性預金の滞留について、行動オプション性を有する商品と残高 (b)行動オプション性の考慮にあたって、利用する方法 (c)流動性預金の滞留の考慮方法	(a)「要求払預金」の残高が対象 (b)保守的な前提に基づく方法（標準的手法）を採用 (c)計測手法：保守的な判断に基づく方法として、現残高の50%相当額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年以内）として計測	
(a)定期預金の早期解約及び、固定金利貸出の期限前返済について、行動オプション性を有する商品と残高 (b)行動オプション性の考慮にあたって、利用する方法 (c)定期預金の早期解約及び、固定金利貸出の期限前返済の考慮方法	(a)「定期性預金」及び「住宅ローン」（固定金利）の残高が対象 (b)保守的な前提に基づく方法（標準的手法）を採用 (c)計測手法：保守的な前提に基づく方法として以下の条件を考慮し、計測 ・定期預金の早期解約率34% ・住宅ローン（固定金利）の期限前返済率3.0%	

◆リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

◆信用集中リスクが自己資本比率に与える影響

(単位：百万円)

自己資本(A)	53,637	リスク・アセット(D)	220,727
大口要管理先以下非保全額(B)	425	自己資本比率(A)/(D)	24.30%
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本(C)=(A)-(B)	53,212	信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率(C)/(D)	24.10%

バーゼルⅢの第一の柱による自己資本比率算出の対象となっていないリスクとして、信用集中リスクがあります。

当金庫では、大口与信先のうち、要管理先以下（要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）の与信先に対する債権について、非保全額（担保・保証によって回収が可能と認められる額及び貸倒引当金として計上した額を控除した残高）のすべてが損失になると仮定し、自己資本比率に与える影響を計測のうえ管理しています。

この仮定に基づく計測の結果、2026年3月期における自己資本比率は24.30%から24.10%と0.20ポイント低下しますが、国内のみで事業を営む金融機関に求められる自己資本比率4%を大きく上回っているため、経営の健全性について問題はないものと考えております。

用語解説

本文中で説明がなされていない用語について解説します。

コア資本

金融機関の経営の安定度を測る指標の一つで、返済の必要がない資本を指す。
従来のバーゼルⅡでは、資本を「基本的項目（Tier1）」、「補完的項目（Tier2）」に分類していたが、平成26年3月期よりバーゼルⅢが適用され、最も安定度の高い資本が「コア資本」に一本化された。

リスク・アセット

金融機関が保有する資産（貸出金や有価証券など）を、その安全度に応じて掛け目を乗じ再評価した金額。

リスク・ウェイト

金融機関のリスク・アセット算出に際し使用する掛け目。資産の種類や格付などに応じ、0%～1250%の掛け目が適用される。

ALM

ALM（Asset Liability Management）は、資産・負債の総合管理といい、おもに金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。

適格格付機関

バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

再構築コスト

現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。

証券化エクスポージャー

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産。

BPV

Basis Point Value（ベースス・ポイント・バリュー）の略。金利リスク指標の一つで、すべての期間の金利が1ベースス・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。

IRRBB

銀行勘定の金利リスク（Interest Rate Risk in the Banking Book）を指し、2019年3月期よりリスク量の計測手法が統一された。統一後は、一定のシナリオに基づく金利水準の変動により銀行勘定の資産・負債の市場価格が変動することともなう、①資本勘定の経済的価値変動額（ Δ EVE：Delta Economic Value of Equity）と、②期間損益の変動額（ Δ NI：Delta Net Interest Income）を計測のうえ公表することとされた。

内部管理体制

◆金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

◆お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、資産形成・資産運用に関する業務において、この度、お客さま本位の業務運営を実現するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定いたしました。この取組方針は、よりよい業務運営をめざし定期的に見直し公表してまいります。

1. 当金庫は、高い専門性と職業倫理を保持し、お客さまの最善の利益を図るため誠実・公正に業務を行います。
2. 当金庫は、お客さまの利益が不当に害されることの無いよう、利益相反を適切に管理いたします。
3. 当金庫は、お客さまの投資判断に影響を与える重要な情報を、適切かつ分かりやすく提供いたします。
4. 当金庫は、上記1～3の取組を促進するため、またこうした取組が企業文化として定着するよう、職員に対する適切な動機づけの体制を整備いたします。

◆「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」の取組状況（成果指標）

◇アフターフォロー実施状況

お取引後についても、情報提供等のアフターフォローを実施してまいります。

	2025/3(半期)	2025/9(半期)	2026/3(半期)
対象のお客さま	346件	333件	333件
実施したお客さま	575件	525件	598件
実施率	166%	158%	180%

※アフターフォロー実施毎に1件とカウントしております。

◇FP資格保有者数

FP資格取得を推奨しており、その他研修による職員教育を継続してまいります。

	2025/3	2025/9	2026/3
F P 1 級	2名	1名	1名
F P 2 級	106名	107名	103名
F P 3 級	134名	136名	134名
合計	242名	244名	238名
常勤役員数	369名	378名	360名
保有者率	65.6%	64.6%	66.1%

◇投資信託の運用損益別顧客比率（2026年3月31日現在）

運用損益の区分	顧客数	割合
+50%以上	161名	52%
+30%以上+50%未満	120名	39%
+10%以上+30%未満	27名	8%
0%以上+10%未満	6名	1%
-10%以上0%未満	1名	0%
-30%以上-10%未満	0名	0%
-50%以上-30%未満	0名	0%
-50%未満	0名	0%
合計	315名	100%

※原則として、2003年6月以降の数値をもとに算出しています。

◇当金庫が取り扱う投資信託12銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

(2026年3月31日現在)

銘柄名	コスト	リスク	リターン	投資信託残高(円)
ニッセイ／パトナム・インカムオープン	2.20%	7.80%	7.18%	289,177,043
グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）	1.71%	6.63%	3.79%	153,560,171
しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	1.49%	7.43%	8.36%	151,831,107
One高格付インカム・オープン（毎月決算コース）	1.54%	8.07%	3.81%	124,373,525
しんきんインデックスファンド225	0.88%	17.50%	12.76%	87,992,156
しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	1.60%	7.69%	8.26%	40,003,833
ダイワ・バリュース株・オープン	2.33%	13.67%	19.96%	37,054,330
ノムラ・ジャパン・オープン	2.33%	16.75%	19.64%	24,174,151
しんきん世界アロケーションファンド	1.49%	4.00%	0.24%	5,809,282
しんきんJリートオープン（1年決算型）	1.46%	10.06%	0.99%	2,306,838
しんきん国内債券ファンド	0.44%	2.79%	△3.39%	1,204,714
グローバル・ソブリン・オープン（資産成長型）	1.71%	6.63%	3.80%	1,163,123

※原則として、2003年6月以降の数値をもとに算出しています。

※コスト……………基準日時点の販売手数料率の1/5と信託報酬率の合計値
販売手数料率:目論見書上の上限ではなく、取扱い時の最低販売金額での料率(自社取引、他社への仲介取引・紹介取引のうち、最も高い料率を使用)
信託報酬率………目論見書上の実質的な信託報酬率の上限(その他の費用・手数料は含まず)
※リスク……………過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)
騰落率算出の際に用いる基準価格は分配金再投資後(税引前)の基準価格を使用
※リターン……………過去5年間のトータルリターン(年率換算)
騰落率算出の際に用いる基準価格は分配金再投資後(税引前)の基準価格を使用

◆与信取引に関する顧客への説明態勢

与信取引には、手形割引、貸付金（手形貸付、証書貸付、当座貸越）、債務保証、外国為替、デリバティブ取引等の多様な取引があります。

契約の締結にあたりましては、契約の内容を説明し、借入意思、担保提供意思、保証意思、デリバティブ取引の契約の意思があることを確認した後に当金庫職員の面前において、関係者から契約書に自署・押印を受けることを原則としております。

貸出契約、担保設定契約、保証契約等を締結したときは、契約者の方にその写しを交付し、いつでも契約内容等が確認できるよう努めております。

また、十分な説明責任を果たすため、与信取引に関する顧客への説明に係る規程を制定して管理責任者を明確にするとともに、説明事項等を項目別に記載した与信取引に関する顧客への説明マニュアルによって、職員研修と顧客への適正な説明態勢の確保をはかっております。

なお、お客様からの苦情等につきましては、コンプライアンス部と連携して適切な対応、解決をはかるとともに、苦情等の原因調査・分析を行い再発防止に努めております。

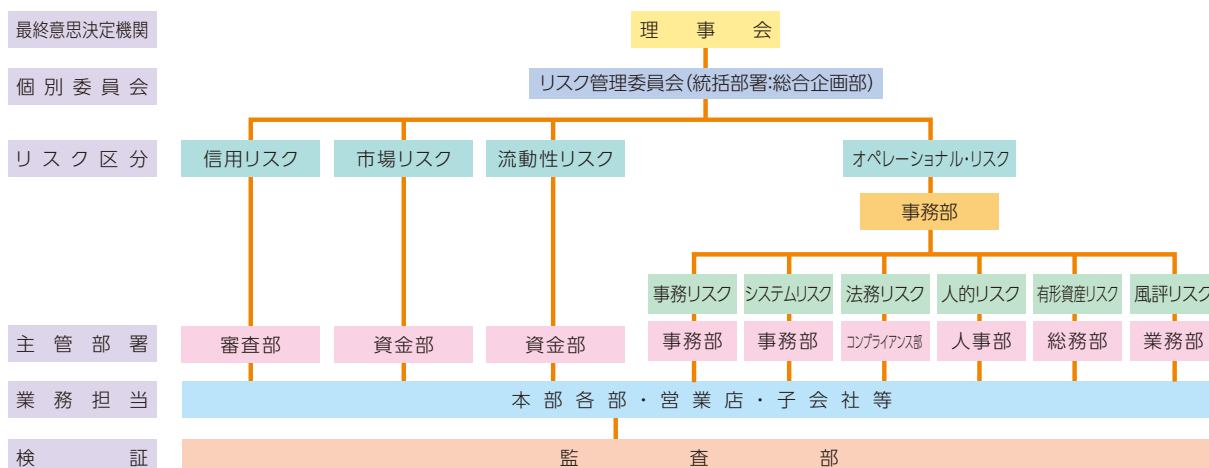
◆リスク管理の体制

近年、金融の自由化・国際化の進展、情報通信技術の発展や規制緩和による業務範囲の拡大等により、金融機関の抱えるリスクも多様化・複雑化の度合いを強めています。

このような環境のなか、当金庫がお客様に信頼され安心してお取引いただくため、経営目標とリスク管理体制の一体化を図る経営管理体制の強化が求められています。

当金庫ではリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、リスク管理委員会を設置し、金融環境の変化に柔軟に対応できる強固なリスク管理体制の実現に向けて取り組んでおります。

リスク管理体制図



※ リスクの区分において、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」と定義しております。

信用リスク	「信用リスク」とは、与信先の財務状況の悪化等により、金融機関が保有する資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクを言います。当金庫では、審査部門（審査部）と営業推進部門（業務部）を明確に分離し、審査部門の独立性を堅持し、重要案件については、理事会で検討・決議する等厳格な審査・管理を行っています。 与信ポートフォリオ管理として、特定の業種、資金使途、債務者への与信集中を適切に管理するとともに、取引先の信用度を把握するための財務分析・企業格付システム、ならびに不動産担保物件の正確な評価を行うための不動産担保評価・管理システム等は、相互に連携し、一元的に運用するシステムを導入しています。 信用リスクの適切な把握のため、資産の自己査定を「規定・マニュアル」に従い厳正に実施するとともに、償却・引当基準に基づき適正な償却及び引当を行っています。
市場リスク	「市場リスク」とは、金融市場の変動により、保有する資産の価値が変動し金融機関が損失を被るリスクを言います。具体的には金利リスク、価格変動リスク、為替リスクが含まれます。当金庫では、ALM委員会を設置して金利感応度分析、ギャップ分析、および収益シミュレーション等を行い、金融環境の変化に適切に対応できるようリスク管理手法の向上と強化に努めております。
流動性リスク	「流動性リスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により通常よりも著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場性リスク）があります。当金庫では、豊富な支払準備資産を確保しており万全を期しています。
オペレーショナル・リスク	「オペレーショナル・リスク」とは金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は、外生的な事象により、損失を被る以下のリスクを言います。 ●「事務リスク」… 役職員による事務処理が、厳正・的確でなかったとき等に金庫が損失を被るリスク ●「システムリスク」… システムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により金庫が損失を被るリスク ●「法務リスク」… 金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反する行為ならびに、その恐れのある行為が発生することで金庫の信用の失墜を招き、損失を被るリスク ●「人的リスク」… 人事運営上の不公平・不公正、差別的行為および人材を適正配置できないことから生じる損失・損害を被るリスク ●「有形資産リスク」… 災害その他の事象から生じる有形資産に毀損・損害等を被るリスク ●「風評リスク」… 金庫の評判を形成する内容が劣化し、お客様からみて金庫への安心度・親密度が損なわれることにより、金庫の評判が低下するリスク 各リスクについて主管部署・担当部署を置き体制整備を図るとともに、情報の収集・分析を行い、リスク管理委員会等で適切なリスク管理に努めております。

◆サイバーセキュリティ管理に関する基本方針

当金庫は、サイバー攻撃による脅威が高まる状況を踏まえ、サービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティへの取組を重要な経営課題と位置づけ、以下の方針に基づきサイバーセキュリティ管理を継続的に実施します。

1. 経営陣は、自らがリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスクを把握するとともに、必要となる経営資源を配分し、サイバーセキュリティに関する管理態勢の整備および対策の実施等に努めます。
2. 当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割と責任範囲を明確にし、サイバーセキュリティ管理態勢を構築します。具体的には、サイバー攻撃の検知、特定、防御体制を整備するとともに、インシデント発生時の業務継続計画や緊急対応態勢およびサイバー攻撃に備えた業務継続・復旧体制を整備します。
3. 当金庫は、サイバーセキュリティリスクを把握したうえで、必要な対策を中期経営計画や単年度の事業計画等に反映し実施します。
4. 当金庫は、事業環境やリスクの変化に対応するため、サイバーセキュリティ管理態勢の見直しを継続的に実施します。
5. 当金庫は、委託先(サードパーティを含む。)におけるサイバーセキュリティ対策について適切な管理に努めます。
6. 当金庫は、サイバーセキュリティに関する法令等および契約上の義務を遵守します。
7. 当金庫は、役職員のサイバーセキュリティに係る意識向上に必要な教育・訓練等の啓発活動に努め、専門的な人材の確保・育成に取組みます。
8. 当金庫は、平時およびインシデント発生時において、関係省庁、委託先、業界関連組織等と緊密に連携のうえ、ステークホルダーに対する適切な情報開示に努めます。

◆反社会的勢力に対する基本方針

私ども淡路信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗処置を講じる等、断固たる態度で対応します。

◆利益相反管理について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

◆預金保険制度について

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

預金保険の対象となる預金等の範囲について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金など(決済用預金)は、全額保護されます。
定期預金や利息のつく普通預金などは、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息が保護されます。それを超える部分は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)
*決済用預金とは「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金のことです。
*定期積金の給付補てん金も利息と同様に保護されます。

預 金 等 の 分 類		保 護 の 範 囲
預 金 保 険 の 対 象 商 品	当 座 預 金	全 額 保 護
	利 息 の つ か な い 普 通 預 金 等	
	利 息 の つ く 普 通 預 金	
	通知預金・貯蓄預金・納税準備預金 定期預金・定期積金等	合算して元本1,000万円 までとその利息等を保護 1,000万円を超える部分 は、保護対象外
預 金 保 険 の 対 象 外 商 品	外 貨 預 金 譲 渡 性 預 金 等	保 護 対 象 外

◆キャッシュカードを安心してご利用いただくために

◎ ATMのご利用限度額 (1日あたり)

	磁気カード	ICカード (生体認証なし)	ICカード (生体認証あり)
現金引出し	50万円 (上限 200万円)	50万円 (上限 200万円)	500万円
デビット利用	50万円	50万円	50万円
振 込	100万円	100万円	100万円 (上限 500万円)

1日あたりの現金引出し限度額は変更が可能です。
磁気カードからICカードへの切替手続きについては窓口へお申し出ください。

◎ ATMで暗証番号変更が可能です。

推測されやすい暗証番号をご使用の場合は、すみやかに変更するようお願い致します。

(例：生年月日、住所・地番、電話番号、車のナンバー等)

◎ ATMの覗き見防止策を講じております。

覗き見防止シールまたは後方確認用鏡を設置しております。

◎ 利用明細からの口座特定防止策を講じております。

ATMで現金引出しの際、利用明細書の発行・非発行を選択できます。
不要の場合は非発行をお選びいただき、発行済みの利用明細はお持ち帰りください。また、口座番号の一部を見えないよう印字しております。

◎ 特殊詐欺被害未然防止のためATM(キャッシュカード)取引の一部利用制限

特殊詐欺被害未然防止のため70歳以上かつ当金庫および他金融機関のATMにおいて当金庫キャッシュカードにより過去3年以上ATMをご利用(振込または出金)されていない口座のお客様の取引を一部利用制限させていただいております。

- ・ATM(キャッシュカード)振込の利用制限について (2017年10月20日より) 振込限度額 「0円」
- ・キャッシュカード出金限度額の引き下げについて (2021年2月22日より) 1日の出金限度額「10万円」

◎ 視覚に障がいをお持ちの方に対応したATMを設置しております。

ATMハンドセット(受話器)により、操作方法等を音声にて案内します。
<ハンドセットで取扱い可能な取引> お引出し・お預入れ・残高照会・通帳記入

◇キャッシュカード、暗証番号等の保管や管理は、通帳・印章等と同様に十分ご注意ください。

◇カード・通帳等の紛失・盗難の場合は、ただちにお取引店または最寄の店舗へご連絡ください。ATMコーナー備付けの電話からも紛失等の連絡が可能です。

※時間外受付

しんきんATM監視センター
(キャッシュカード紛失共同受付センター)
電話番号06-6454-6631

◇警察や当金庫の職員が、電話等でお客様の暗証番号をお尋ねすることはございません。
振り込め詐欺等にご注意ください。

振り込め詐欺被害者救済法

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成20年6月21日施行)は、振り込め詐欺・還付金詐欺などによる預金口座に振込まれた被害額のうち、「振込まれた預金口座に残された金額」を被害者の皆さまに速やかに分配するために制定されました。
当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪被害金として当金庫に振込まれた被害者の方からのお問い合わせ窓口を下記のとおり設置し、ご照会をお受けしております。

「振り込め詐欺被害者救済法」お問い合わせ窓口

0120-22-1020

平日の受付時間

8時45分～17時(ただし金庫休業日を除く)
淡路信用金庫 コンプライアンス部

偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償について

万一当金庫にお預け入れのご預金が、キャッシュカードの偽造や盗難により不正に引き出された場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、当金庫が被害額の全部又は一部について補償いたしかねるケースがございますので十分にご注意くださいますようお願いいたします。

業務のご案内

預金業務

当金庫では、お客様の財産形成や生活設計といった多様化するニーズにお応えするために、各種の預金プランをご用意するとともに、皆さまの資産づくりのお手伝いをさせていただいております。

◆営業の内容（預金および定期積金）

預 金 の 種 類		内 容	期 間	お預け入れ金額
総 合 口 座		1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットでき、受け取る・貯める・支払う・借りるの4つの機能がついて、家計簿代わりにご利用いただけます。		
普 通 預 金		現金・小切手・手形・配当金などの入金、給与・年金などの自動受取、公共料金・クレジットなどの自動支払にも幅広くご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決 済 用 預 金		預金保険制度において全額保護の対象預金でお利息はつきません。いつでも入金・払戻請求が可能で、各種料金の自動支払い、自動受取りサービスにもご利用いただけます。		
貯 蓄 預 金		10万円型と30万円型の2種類。いつでも自由にお引き出しいただける便利な預金です。但し30万円型は1か月5回を超えてお引き出しする場合は、それぞれ1回につき手数料110円必要です。		
当 座 預 金		手形・小切手で支払う、商取引の決済口座です。		
通 知 預 金		まとまった資金の短期運用に便利な預金です。お引き出しの2日前までに通知が必要です。	7日以上	1万円以上
納 税 準 備 預 金		各種税金の納税資金の積立にご利用いただけ、お利息は非課税扱いとなっています。	納税時にお引出し	1円以上
定期 預金	期 日 指 定 金	1年複利で有利な利率。1年経過後は、1か月前のご連絡で全額または一部お引き出しができます。(個人のお客様が対象となります。)	最長3年	100円以上 300万円未満
	ス ー パ ー 一 期 定	自由金利の有利な利率の預金で、まとまった資金を運用いただけます。	1か月以上 5年以内	100円以上 1,000万円未満
	大 定 期 預 金	金利情勢に応じて当金庫独自の有利な利率を設定、大口資金の運用に最適です。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
	変 動 金 利 金	市場金利に応じて6か月ごとに利率が変動し金利情勢に合わせて機動的に運用いただけます。	1年以上 3年以内	100円以上
定 期 積 金		ご利用の目標と時期に合わせて毎月一定額を積み立てる堅実な商品です。	1年以上 5年以内	1,000円以上
財形 貯蓄	一 般 財 形	給与天引きで確実に資金がたまり、結婚・教育・レジャーなど貯蓄目的は自由。1年経過分から全額または一部のお引き出しができる便利な預金です。	3年以上	100円以上
	年 金 財 形	豊かなシルバーライフ実現のための年金型預金です。	5年以上	
	住 宅 財 形	マイホーム取得・増改築などの資金づくりにお得な預金です。		
外 貨 預 金		これから外貨預金取引や資産運用をお考えの方にお勧めの商品です。ただし、外貨預金には元本割れとなるリスクがあります。		

（注）預金・定期積金の利率は原則として、毎週月曜日に更新いたします。

貸出業務

皆さまの事業の発展や繁栄と豊かな生活のお役に立てますよう色々な商品を取揃えております。事業資金としての運転資金や設備資金、個人の皆さまには家庭の生活設計にお役に立つ消費者ローン、住宅ローン等きめ細かくお応えしております。

そのほか、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構などの公的資金の代理業務も取扱っております。

◆融資商品の内容

種 類	内 容	ご融資限度額	ご融資期間	担保など
淡信マイホームローン 「ドリームⅡ」	2年・3年・5年・10年間固定金利型や変動金利型を選択いただける住宅ローンです。	10,000万円	40年以内	担保物件に 抵当権設定 しんきん保証基金 全国保証の保証
淡信長期固定金利型住宅ローン 「ドリームⅢ」	全期間金利固定・住宅金融支援機構債権買取型住宅ローンです。(フラット35)	8,000万円	35年以内	担保物件に 抵当権設定
移住・定住応援ローン 「淡路暮らし」	移住・定住を目的とする不動産の購入や居宅新築・建て替え・リフォームなどの住宅資金ニーズにお応えします。	2,000万円 (空き家解体は500万円)	20年以内	しんきん保証 基金の保証
淡信無担保耐震サポートローン	住宅の耐震補強改修資金、耐震設備機器購入資金にご利用いただけます。	500万円	5年以内	担保不要
淡信無担保住宅ローン	自宅の購入・リフォーム資金や、空き家解体資金としてご利用いただけます。	2,000万円 (空き家解体は500万円)	20年以内	しんきん保証 基金の保証
淡信マイカーローン	新車、中古車の購入資金にご利用ください。(エコカー・ハイブリッド車・電気自動車等)専用の金利もご用意しています。	1,000万円	10年以内	しんきん保証 基金の保証
インターネット申込専用 ニューマイカーローン	当金庫ホームページへアクセスして「マイカーローン」「教育ローン」のお申し込みができます。	1,000万円	15年以内	ジャックスの保証
インターネット申込専用 淡信教育ローン		500万円 (医業系学部等は1,000万円)	16年10か月以内	ジャックスの保証
淡信教育カードローン	大学などの入学金その他、授業料、入学にかかる付帯費用などにご利用いただけます。	50万円～300万円	4年9か月以内 (1年更新)	しんきん保証 基金の保証
淡信教育ローン「学くん」		1,000万円	16年以内	しんきん保証 基金の保証
WEB完結型 淡信フリーローン	当金庫ホームページへアクセスしてお申し込みができます。来店不要です。	500万円	10年以内	しんきん保証 基金の保証
淡信クイックローン 「快そく君」	お使いみちは自由で手続き簡単なローンです。	500万円	10年以内	クレディセゾン の保証
淡信フリーローン		500万円	10年以内	オリエントコーポ レーションの保証
淡信子育て応援ローン	出産や小学校入学までの子育て・教育にかかる資金にご利用いただけます。	100万円	10年以内	しんきん保証 基金の保証
淡信シニアライフローン	暮らしに必要な資金にご利用ください。	100万円	10年以内	しんきん保証 基金の保証
淡信福祉ローン「ふれあい」	ご親族の介護のための機器購入などにご利用いただけます。	500万円	10年以内	しんきん保証 基金の保証
淡信無担保ローン「借かえ君Ⅱ」	複数の消費者ローンを一本化し、毎月の負担軽減と計画的な返済を支援します。	330万円	10年以内	オリエントコーポ レーションの保証
しんきんカードローン		10万円～100万円	3年 (更新可)	しんきん保証 基金の保証
カードローン淡信Nきゃっする	カード1枚でスピーディーにご利用いただけます。	10万円～800万円	3年 (更新可)	信金ギャランティの保証
KIRAMEKI(女性専用カードローン)		10万円～50万円	3年 (更新可)	しんきん保証 基金の保証
淡信TKC無担保ローン	TKC会員である税理士・公認会計士の関与先企業向けローンです。	1,000万円	最長5年以内	担保不要
淡信ビジネスローン	業歴2年以上の方が対象です。	2,000万円	3年以内	担保不要
動産担保保証融資	現在ご使用中、又は新規購入の工作機器等を、保証会社に担保提供することで、新たな資金調達を可能とするものです。	500万円以上 1億円以内	5年以内	みずほリースの保証

◎商品利用にあたっての留意事項 当金庫では住宅ローン等お客さまのニーズにあった商品を取り揃えております。商品にはお客さまの予測に反して金利が上下する商品、融資利息のほかに保証料が必要な場合などもございますので、お申し込みの際にはサービスの内容を職員にお尋ねいただき、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

※最新の商品、金利等につきましては、店頭またはホームページでご確認ください。

◆貸出運営についての考え方

貸出業務は、信用金庫の使命に則り、地域経済社会の活性化及び発展に寄与するため持続的で健全な金融の円滑化に努め、各種法令を遵守するとともに、投機性の強い資金、社会通念上許されない資金や不要不急の資金等、社会的規範に悖ることのないよう、常に誠実かつ公正な取扱いを心がけ、健全な倫理観に基づく融資判断によって、地域社会における当金庫の役割を果たしてまいります。

◆代理貸付業務

信金中央金庫
日本政策金融公庫
住宅金融支援機構
中小企業基盤整備機構
福祉医療機構
勤労者退職金共済機構 等

内国為替業務

当金庫の本支店はもちろんのこと、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協、ゆうちょ銀行等へのお振込みや手形・小切手の取立などを安全かつ確実に取扱いいたします。

商取引の決済、学資金の送金、年金や給与のお受取りなどにご利用いただいています。

なお、お振込みの依頼には、つぎの機能サービスのご利用が便利でお得です。

A T M 振 込 サ ー ビ ス	あらかじめ振込先を登録しておきますと、ATMからキャッシュカードによるお振込みが簡単にできます。 (都度入力や現金によるお振込みができるATMもあります。)
自 動 振 込 サ ー ビ ス	毎月または指定月に、決まった先へ指定された金額を自動的にお振込みします。
法人インターネット バンキング	お客さまの事務所からパソコンを使って総合振込や給与振込等のデータ伝送ができます。
振 込 ・ 振 替 サ ー ビ ス	パソコン等を使って資金移動取引（振込・振替）等ができます。
個人インターネット バンキング	パソコン、スマートフォン等からインターネットを利用して資金移動取引（振込・振替）等ができます。

付帯業務

◆ 信託商品

本商品は信金中央金庫の商品であり、当金庫は信金中央金庫の信託契約代理店として取扱いを行います。

○しんきん相続信託「こころのバトン」

○しんきん暦年信託「こころのリボン」

相続信託は、お客さまの将来の生活資金としての定期的な受取りや、万が一のことがあったときにご家族に残す金額・受取方法が指定できます。

暦年信託は、お客さまが贈与を希望する場合に、あらかじめ贈与を受ける方の候補指定が可能で、その中から、誰にいくら贈与するかを毎年1回指定することができます。

◆ 投資信託

お客さまから集めた資金を1つにまとめ、プロのファンドマネージャーが資金運用する仕組みが投資信託です。当金庫ではお客さまの多様なニーズにお応えできるよう12種類の商品を取扱いしております。

◆ 個人向け国債

○10年変動利付国債

○5年固定利付国債

○3年固定利付国債

個人のお客さまを対象とした国債で、おのおの毎月発行されます。上記以外の国債証券等の窓口販売も取扱いしております。

◆ 生命保険

『ヒトに関わるリスクに備える保険』で、終身保険・定期保険・個人年金保険等があります。

◆ 損害保険

『モノに関わるリスクに対して備える保険』で、火災保険・地震保険等があります。

外国為替業務

規制緩和とIT（情報技術）化が一段と進み、国際取引もますます複雑かつ多様化してきました。

こうした急速なグローバル化の中、お取引の企業のみならず個人のお客さまにとりましても、世界が身近なものになる一方で直接、間接的に広く世界との関わりなしには、成り立っていかないとと言える状況になっています。

このような中において、当金庫では外国為替取扱金庫としての長年の経験と実績をもとに、お客さまの海外取引や海外進出に伴う貿易代金の取立・決済および貿易金融等下記の業務を取扱いながら、お客さまのニーズにお応えし、きめ細かなサービスに努めています。

輸 出	輸出荷為替手形の買取や取立を行っています。
輸 入	輸入信用状(L/C)の発行とこれに伴う輸入ユーザンス、荷物引取保証(L/G)等をご利用いただけます。
外 国 送 金	電信送金、送金小切手による海外向け送金の取扱いを行っています。
インパクトローン	米ドル建て資金使途の特に制限のない融資です。
外 貨 預 金	米ドル建定期預金と米ドル・ユーロ建普通預金の取扱いを行っています。
為 替 予 約	外国為替の先物予約を行うことができます。
そ の 他	海外からの被仕向送金等の取扱いも行っています。

◆ その他保険

生命保険と損害保険の中間的な領域にまたがる保険で、医療保険・がん保険・介護保険・傷害保険等があります。

◆ 確定拠出年金

あらかじめ決められた掛金を拠出し、加入者自らが運用を行い、運用実績に応じて年金額が決まる仕組みの年金です。掛金・給付金に税制優遇があり、転職しても持ち運びが可能です。

○ 淡信積立年金（個人型確定拠出年金「iDeCo」）

自営業者や、企業の従業員及び公務員、私学共済加入の方、専業主婦などの方が、ご自身で老後に備える年金です。

○ 企業型確定拠出年金

企業が従業員のために掛金を拠出し、従業員ご自身が自己責任のもと運用する年金です。

◆ 日本フルハップ

中小企業の事業主やそこで働く従業員の方々の安全と健康を確保し、福利厚生の実現を図るため、災害防止・福利厚生・災害補償の3つの事業を行う共済団体です。

◆ 国民年金基金

国民年金基金は国民年金加入者の受給額充実のために設立された公的な年金制度です。多様化するお客さまのニーズに対応するため2009年7月より国民年金基金の加入勧奨業務を取扱っております。